

**A** 太陽光発電設備設置に係る説明範囲一覧

別紙 1

FIT・非FIT	事業区域面積	発電出力		
		50KW以上	50KW未満	
			一般	認定申請要件許認可対象エリア等 (林地開発許可対象、土砂災害警戒警戒区域等)
FIT	1000㎡以上	①	②	③
	1000㎡未満	①	④	⑤
非FIT R6.4以前に認定を受けている ものも含む	1000㎡以上	⑥	⑥	⑥
	1000㎡未満	⑥	説明不要	説明不要
※条例の経過措置の該当するもの		説明不要		

※条例の経過措置： 条例の施行の日前に工事に着手している設置事業、条例の施行の際現に実施している太陽光発電設備設置事業及び茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づく事業概要書を提出している場合。



**B** 太陽光発電設備設置に係る説明対象一覧

※該当番号に応じた、別紙2のCのとおり説明してください。

番号	FIT法・条例	説明対象	説明手法
①	FIT法	・事業区域から概ね300m以内の居住者	(FIT法認定申請の3か月前まで) 説明会 (必須)
	条例	・事業区域に隣接(道路向い含む。)している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者 ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者(店舗等) ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長	
②	FIT法	・事業区域から概ね100m以内の居住者	事前周知措置(戸別訪問等) ※住民に求められて場合は、説明会を実施すること。 (牛久市居住の住民に限る)
	条例	・事業区域に隣接(道路向い含む。)している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者 ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者(店舗等) ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長	
③	FIT法	事業区域から概ね100m以内の居住者	(FIT法認定申請の3か月前まで) 説明会 (必須)
	条例	・事業区域に隣接(道路向い含む。)している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者 ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者(店舗等) ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長	
④	FIT法	・事業区域から概ね100m以内の居住者	事前周知措置(戸別訪問等)
⑤	FIT法	・事業区域から概ね100m以内の居住者	(FIT法認定申請の3か月前まで) 説明会 (必須)
⑥	条例	・事業区域に隣接(道路向い含む。)している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者 ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者(店舗等) ・事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長	事前周知措置(戸別訪問等) ※住民に求められて場合は、説明会を実施すること。

FIT法：「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」による説明対象

条例：「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和5年条例第28号)」による説明対象

下記の通り、説明していただきFIT法による説明と条例による説明を混同させないよう説明してください。

C 説明資料に記載すべき内容	
番号	説明文の冒頭部
①	<p>この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」かつ「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、①事業区域から概ね300m以内の居住者②事業区域に隣接（道路向い含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者③事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者（店舗等）④事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長となります。</p> <p>つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」においての説明会が義務となっているため、上記の説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>
②	<p>この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」かつ「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、①事業区域から概ね100m以内の居住者②事業区域に隣接（道路向い含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者③事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者（店舗等）④事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長となります。</p> <p>（事前周知措置の場合）つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」及び「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づき、上記説明範囲の方にポスティング等の事前周知措置を実施いたします。なお、説明会については開催の意見があれば実施することといたします。</p> <p>（説明会を実施する場合）つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」及び「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づき、上記説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>
③	<p>この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」かつ「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、①事業区域から概ね300m以内の居住者②事業区域に隣接（道路向い含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者③事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者（店舗等）④事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長となります。</p> <p>つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」においての説明会が義務となっているため、上記の説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>
④	<p>この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、事業区域から概ね100m以内の居住者となります。</p> <p>（事前周知措置の場合）つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」に基づき、上記説明範囲の方に事前周知措置を実施いたします。</p> <p>（説明会を実施する場合）つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」に基づき、上記説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>
⑤	<p>この資料は、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、事業区域から概ね100m以内の居住者となります。</p> <p>つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」においての説明会が義務となっているため、上記の説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>
⑥	<p>この資料は、「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」の説明資料となります。</p> <p>本事業の説明範囲は、②事業区域に隣接（道路向い含む。）している牛久市内の土地、建物の所有者、占有者又は土地管理者③事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住している者、事業を営んでいる者（店舗等）④事業区域から概ね100m以内の牛久市内の区域に居住する住民が所属する行政区等の区長となります。</p> <p>（事前周知措置の場合）つきましては、「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」に基づき、上記説明範囲の方にポスティング等の事前周知措置を実施いたします。なお、説明会については開催の意見があれば実施することといたします。</p> <p>（説明会を実施する場合）つきましては、「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法（FIT法認定）」に基づき、上記説明範囲の方に説明会を実施いたします。</p>

※該当番号に応じた、別紙2のとおり説明してください。